

Q&A 令和8年分

年末調整の

実務ガイド

給与所得控除や基礎控除の引上げなど改正項目満載



パソコン・
スマホで
視聴できる
解説動画付き

各種控除の計算から過不足額の精算まで
年末調整のキホンを解説!

はしがき

ここ数年の税制改正により、年末調整の手続は複雑になってきています。令和8年度税制改正では、物価上昇に連動して基礎控除及び給与所得控除を引き上げる仕組みが創設され、所得税の課税最低限は178万円に引き上げられました。また、同一生計配偶者や扶養親族などの所得要件も引き上げられました。いずれの改正も、令和8年12月1日以後に行う年末調整での対応となります。

年末調整の計算は、ソフトウェアを使って行うことが多いと思いますが、年税額の計算の仕組みや改正事項についての理解は必要です。また、所得控除や税額控除の適用要件についての知識がなければ、正しい控除を適用することができず、誤った計算結果を導いてしまうかもしれません。

本冊子は、煩雑に感じられる年末調整手続について、Q & A形式で、できる限り細かな論点は省き、基本的な流れと実務上必要となる事項を取り上げています。

年末調整実務に本冊子をお役立ていただければ幸いです。

目 次

■ 令和 8 年度の税制改正について	4
Q 1 年末調整の手順は？	6
コラム 1 所得控除と税額控除	7
Q 2 年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は？	8
コラム 2 所得税の税率	9
Q 3 年末調整の対象になる人は？	10
コラム 3 非居住者である親族について扶養控除等を受ける場合の必要書類 ...	11
Q 4 年末調整の対象となる給与は？	12
Q 5 所得金額調整控除とは？	14
Q 6 〈年末調整で適用できる所得控除①〉扶養控除	16
コラム 4 扶養親族の範囲	17
Q 7 〈年末調整で適用できる所得控除②〉障害者控除・ひとり 親控除・寡婦控除・勤労学生控除	18
Q 8 扶養控除等申告書のチェックポイントは？	20
コラム 5 合計所得金額とは	24
コラム 6 住民税に関する事項欄の記載	24
コラム 7 令和 8 年分以後の扶養控除等申告書の記載事項	25
Q 9 〈年末調整で適用できる所得控除③〉基礎控除・配偶者控 除・配偶者特別控除・特定親族特別控除	26

Q10	基礎控除申告書・配偶者控除等申告書・特定親族特別控除申告書・所得金額調整控除申告書のチェックポイントは？ ...	29
コラム 8	源泉徴収票の提出方法の見直し	33
Q11	〈年末調整で適用できるその他の所得控除〉生命保険料控除・地震保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・社会保険料控除 ...	34
Q12	年末調整で住宅ローン控除を適用するときの注意点は？ ...	38
コラム 9	住宅ローン控除の申告手続等の見直し	40
コラム 10	転勤と住宅ローン控除	41
Q13	年末調整手続の電子化とは？	42
資料 1	令和 8 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表	45
資料 2	令和 8 年分の年末調整のための算出所得税額の速算表など ...	53
資料 3	令和 8 年分 年末調整チェック表	56

●本冊子では、各書類を次のとおり記載しています。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書：扶養控除等申告書
 給与所得者の基礎控除申告書：基礎控除申告書
 給与所得者の配偶者控除等申告書：配偶者控除等申告書
 給与所得者の特定親族特別控除申告書：特定親族特別控除申告書
 給与所得者の保険料控除申告書：保険料控除申告書
 給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書：住宅借入金等特別控除申告書

（注） 本冊子の内容は、令和 8 年 9 月 10 日現在の法令等に基づいています。なお、本冊子中の生年月日の記載は、令和 8 年分の年末調整を前提としています。

令和 8 年度の税制改正について

令和 8 年度税制改正では、物価高への対応の観点から、**物価上昇に連動して基礎控除及び給与所得控除を引き上げる仕組みが創設**され、所得税の課税最低限（給与収入ベース）が 178 万円に引き上げられました。また、同一生計配偶者や扶養親族などの所得要件の引き上げも行われています。

いずれの改正も、**令和 8 年分以後の所得税**に適用されますが、令和 8 年分の所得税については、**令和 8 年 12 月 1 日以後に行う年末調整又は確定申告で適用**されることとなります。**令和 8 年 11 月までの給与等の源泉徴収事務は、改正前の制度に基づいて行います。**

(1) 基礎控除の見直し

所得税の基礎控除額は、所得税法（本則）で定められる金額と、租税特別措置法による加算額の合計額です。

① 本則部分の引上げ

合計所得金額が 2,350 万円以下である場合の基礎控除額が**58 万円から 62 万円へ 4 万円引き上げ**られました。

② 加算額の見直し

加算額は最大で 42 万円となり、加算額が**42 万円となる対象者が合計所得金額 489 万円以下の場合**とされました。

■ 基礎控除額

所得者本人の合計所得金額	基礎控除額	
	令和 7 年分	令和 8 年分・令和 9 年分
132 万円以下	本則 58 万円 + 加算額 37 万円 = 95 万円	本則 62 万円 + 加算額 42 万円 = 104 万円
132 万円超 336 万円以下	本則 58 万円 + 加算額 30 万円 = 88 万円	
336 万円超 489 万円以下	本則 58 万円 + 加算額 10 万円 = 68 万円	
489 万円超 655 万円以下	本則 58 万円 + 加算額 5 万円 = 63 万円	本則 62 万円 + 加算額 5 万円 = 67 万円
655 万円超 2,350 万円以下	58 万円	62 万円
2,350 万円超 2,400 万円以下	48 万円	
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	

(2) 給与所得控除の見直し

令和 8 年分及び令和 9 年分は、給与所得控除の最低保障額も、所得税法（本則）で定められる金額と、租税特別措置法による加算額の合計額となりました。

① 最低保障額（本則部分）の引上げ

給与所得控除の最低保障額が、**65 万円から 69 万円へ 4 万円引き上げ**られました。

② 最低保障額の特例（加算額）の創設

令和 8 年分及び令和 9 年分の**給与所得控除の最低保障額を 5 万円引き上げる特例が創設**されました。この特例は、給与等からの源泉徴収ではなく**年末調整で適用**されます。

*「令和 8 年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（➡資料 1 参照）は、上記①及び②を加味した表です。

■ 給与所得控除額

給与等の収入金額(A)		給与所得控除額	
		令和 7 年分	令和 8 年分・令和 9 年分
190万円以下		65万円	本則69万円 + 加算額 5 万円 = 74万円
190万円超	220万円以下	(A) × 30% + 8 万円	
220万円超	360万円以下		
360万円超	660万円以下	(A) × 20% + 44万円	
660万円超	850万円以下	(A) × 10% + 110万円	
850万円超		195万円（上限）	

(3) 同一生計配偶者や扶養親族などの所得要件の見直し

基礎控除や給与所得控除の見直しに伴い、同一生計配偶者や扶養親族などの合計所得金額などの金額要件が引き上げられました。

■ 同一生計配偶者や扶養親族などの合計所得金額などの金額要件

	金額要件	
	令和7年分	令和8年分以後
同一生計配偶者・扶養親族	合計所得金額58万円以下	合計所得金額 62万円以下
ひとり親控除の生計を一にする子	総所得金額等の合計額 58万円以下	総所得金額等の合計額 62万円以下
勤労学生控除の勤労学生	合計所得金額85万円以下	合計所得金額 89万円以下
家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例	必要経費に算入する金額の 最低保障額65万円	必要経費に算入する金額の 最低保障額 69万円

〈参考〉令和8年分所得税の課税最低限

令和8年分の所得税について、課税最低限の収入金額（給与等）を計算すると次のとおりです。

$$\begin{aligned}
 & \text{基礎控除額} 104 \text{万円} (\text{本則} 62 \text{万円} + \text{加算額} 42 \text{万円}) \\
 & + \text{給与所得控除額} 74 \text{万円} (\text{本則} 69 \text{万円} + \text{加算額} 5 \text{万円}) \\
 & = \text{課税最低限の収入金額 (給与等)} \quad \mathbf{178 \text{万円}}
 \end{aligned}$$

CHECK 防衛特別所得税の創設

令和8年度税制改正により、防衛特別所得税が創設されました。防衛特別所得税は、所得税の額に1%を掛けて計算した金額です。所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税を併せて徴収し、所得税とともに国に納付することとされました。また、復興特別所得税の税率が1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、その課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。これらの改正は、令和9年1月1日以後の所得税について適用されます。

なお、改正前と改正後では、合計税率で見るとどちらも2.1%（改正前：復興特別所得税2.1%、改正後：防衛特別所得税1%+復興特別所得税1.1%=2.1%）であり、変わりはありません。

Q1

年末調整の手順は？

年末調整の手順と年末調整に必要な書類の種類を教えてください。

A

年末調整の手順と年末調整に必要な書類（①～⑦）は、次のとおりです。

手順1 「①扶養控除等申告書」の記載内容の確認

手順2 各種控除に対応する申告書の受理、記載内容の確認

②所得金額調整控除申告書*
③保険料控除申告書
④配偶者控除等申告書*
⑤特定親族特別控除申告書*
⑥基礎控除申告書*
⑦住宅借入金等特別控除申告書

* 所得金額調整控除申告書、配偶者控除等申告書、特定親族特別控除申告書、基礎控除申告書は、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書」として1つの様式にまとめられています。

手順3 年調年税額の計算

手順4 過不足額の精算

→【Q2】参照

解説

手順1 扶養控除等申告書の記載内容の確認

扶養控除等申告書は、毎年最初の給与支払日の前日までに、役員や従業員（以下「従業員等」といいます。）から提出を受ける書類です。年の中で申告内容に異動が生じたときには、そのつど異動申告を受けることになっています。**年末調整**は、**扶養控除等申告書を提出している人について行います**。よって、年末調整を行う時までに、対象者全員から**扶養控除等申告書**が提出されているかを確認し、提出していない従業員等がいる場合には提出するよう依頼します。また、すでに提出を受けている**扶養控除等申告書**の記載内容について確認し、異動があると思われる人からは異動申告を受けておく必要があります。

■ 異動申告が必要なケース（例）

- 源泉控除対象配偶者が増加又は減少した（結婚、配偶者の就職等）
- 控除対象扶養親族が増加又は減少した（退職、結婚、死亡等）
- **所得者本人**が障害者、ひとり親、寡婦、勤労学生に該当することとなった
- 同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなった

令和8年度税制改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族などを有することとなった場合には、異動申告が必要です（→5ページ及び21ページ参照）。

手順2 各種控除に対応する申告書の受理、記載内容の確認

年末調整では、2種類ある所得金額調整控除のうちの1つ及び16種類ある所得控除のうちの13種類について適用を受けることができます。税額控除のうち年末調整で適用を受けることができるのは、住宅ローン控除のみです。なお、令和8年度税制改正事項（→4ページ参照）は、**令和8年12月1日以後に行う年末調整で適用**します。

従業員等が年末調整で所得控除及び税額控除の適用を受けるには、各控除に対応する申告書を勤務先に提出する必要があります。提出が求められる申告書と各控除との関係は、次のとおりです。

申告書	適用を受ける各種の控除	
所得金額調整控除申告書（→ [Q10] 参照）	所得金額調整控除（→ [Q5] 参照）	
扶養控除等申告書（→ [Q8] 参照）	- 扶養控除（→[Q6]参照） - 障害者控除（→[Q7]参照） - ひとり親控除（→[Q7]参照） - 寡婦控除（→[Q7]参照） - 勤労学生控除（→[Q7]参照）	所得控除
保険料控除申告書（→ [Q11] 参照）	- 生命保険料控除 - 地震保険料控除 - 小規模企業共済等掛金控除 - 社会保険料控除（給与や賞与から天引きされていない社会保険料がある場合） → [Q11] 参照	
配偶者控除等申告書（→ [Q10] 参照）	- 配偶者控除（→[Q9]参照） - 配偶者特別控除（→[Q9]参照）	
特定親族特別控除申告書（→ [Q10] 参照）	特定親族特別控除（→[Q9]参照）	
基礎控除申告書（→ [Q10] 参照）	基礎控除（→[Q9]参照）	
住宅借入金等特別控除申告書（→ [Q12] 参照）	住宅ローン控除（→[Q12]参照）	税額控除

コラム1 所得控除と税額控除

所得控除と税額控除は、年税額の計算において控除するタイミングが異なります。所得控除は、所得金額を計算する過程（税率を掛ける前の段階）で控除します。一方、税額控除は、所得金額に税率を掛けて算出された所得税額から控除します。

所得金額

×

税率

=

所得税額

所得控除はこの計算過程で差し引く

税額控除はここから差し引く

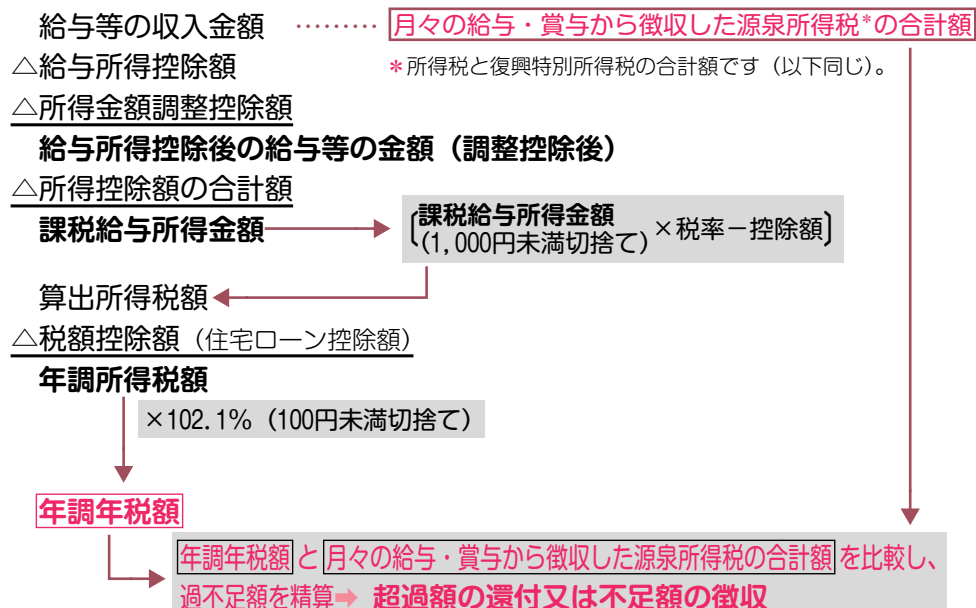
Q2

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は？

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法について教えてください。

A

年調年税額の計算過程と過不足額の精算方法は、次のとおりです。



解説

(1) 給与所得控除後の給与等の金額の計算

「給与等の収入金額」とは、令和8年1月から12月までの間に支給した給与と賞与の合計額です。社会保険料や源泉所得税*を控除する前の金額で、非課税となる通勤手当等は除きます。

* 所得税と復興特別所得税の合計額です（以下同じ）。

「給与等の収入金額」から給与所得控除額を差し引いて、給与所得控除後の給与等の金額を計算します。実務的には「令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」（⇒資料1参照）を使って金額を求めます。

なお、所得金額調整控除申告書（⇒【Q10】参照）が提出されている場合には、さらに所得金額調整控除額（⇒【Q5】参照）を差し引いて給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）を求めます。

(2) 課税給与所得金額の計算

従業員等から提出された各申告書の内容に基づいて、所得控除額の合計額を計算します。

① で求めた給与所得控除後の給与等の金額（調整控除後）から所得控除額の合計額を差し引いて課税給与所得金額（1,000円未満切捨て）を求めます。

従業員等が年末調整で適用を受けられる所得控除は、【Q1】で示した13種類です。

(3) 年調所得税額の計算

〔2〕で求めた課税給与所得金額に、「令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(→資料2 参照)を適用して算出所得税額を計算します。

住宅借入金等特別控除申告書(→〔Q12〕参照)が提出されている場合には、算出所得税額から税額控除額(住宅ローン控除額)を差し引き年調所得税額を求めます。

(4) 年調年税額の計算と過不足額の精算

年調年税額は、所得税と復興特別所得税(所得税額の2.1%)の合計額です。そこで、〔3〕で求めた年調所得税額に102.1%を掛けて年調年税額(100円未満切捨て)を求めます。

最後に、年調年税額と月々の給与・賞与から徴収した源泉所得税の合計額を比較し、過不足額を精算します。

■過不足額の精算例

年調年税額①	徴収した源泉所得税の合計額②	過不足額の精算(①－②)
150,000円	200,000円	△50,000円(超過額)→還付
150,000円	130,000円	20,000円(不足額)→徴収

コラム2 所得税の税率

所得税の税率は、分離課税のものを除くと5%から45%までの7段階の超過累進税率(所得が多くなるにつれ、税負担が増える仕組みの税率)です。

課税される所得金額		税率
195万円以下の金額		5%
195万円を超え	330万円以下の金額	10%
330万円を超え	695万円以下の金額	20%
695万円を超え	900万円以下の金額	23%
900万円を超え	1,800万円以下の金額	33%
1,800万円を超え	4,000万円以下の金額	40%
4,000万円を超える金額		45%

(計算例) 課税される所得金額が600万円の場合

$$195万円 \times 5\% + (330万円 - 195万円) \times 10\% + (600万円 - 330万円) \times 20\% = 77.25万円$$

*「令和8年分の年末調整のための算出所得税額の速算表」(→資料2 参照)は、超過累進税率の仕組みを速算表として表したものです。速算表を使って計算しても、下記のとおり、計算結果は同じになります。

$$600万円 \times 20\% - 42.75万円 = 77.25万円$$

Q3

年末調整の対象になる人は？

年途中で退職した人についても年末調整をするケースがあると聞きました。
年末調整の対象になる人とならない人を具体的に教えてください。

A

年末調整の対象になる人は、本年最後の給与や賞与(以下「給与等」といいます。)を支払う時まで、**扶養控除等申告書を提出している人**のうち、本年中に支払うべきことが確定した**給与等が2,000万円以下の人**です。

なお、年途中で退職した人のうち、退職してから年末までの間に、他から給与等の支払を受けないと見込まれる人も年末調整の対象になります。

解説

(1) 年末調整の対象になる人・ならない人

年末調整の対象になる人とならない人をまとめると、次のとおりです。

年末調整 の対象に なる人	扶養控除等申告書を提出している人のうち、次のいずれかに該当する人（⑤から⑪に該当する人は除きます。） ① 1年を通じて勤務している人 ② 年途中で就職し、年末まで勤務している人 ③ 年途中で退職した人のうち、次に該当する人 (ア) 死亡退職した人 (イ) 著しい心身の障害のため退職した人で、退職の時期からみて、その年中に再就職することが明らかに不可能と認められる人 (ウ) 12月中に支給期の到来する給与等の支払を受けた後に退職した人 (エ) いわゆるパートタイマーとして働いている人などが退職した場合で、その年中に支払を受ける給与等の総額が136万円以下であり、退職後その年中に他から給与等の支払を受ける見込みがない人 ④ 年途中で1年以上の予定で海外転勤した人
年末調整 の対象に ならない 人	⑤ 扶養控除等申告書を提出していない人 ⑥ その年中の主たる給与等の収入金額が2,000万円を超える人 ⑦ 年途中で退職した人のうち、③以外の人 ⑧ 2か所以上から給与等の支払を受けている人で、他の勤務先に扶養控除等申告書を提出している人（乙欄給与の人） ⑨ 非居住者（日本に住所又は1年以上の居所のない人）に該当する人 ⑩ 継続して同一の雇用主に雇用されない人（日雇い労働者等） ⑪ 災害減免法の規定により、源泉徴収について徴収猶予や還付を受けた人

(2) 「扶養控除等申告書」の提出について

扶養控除等申告書は、源泉控除対象配偶者や源泉控除対象親族等がない人からも提出を受ける必要があります。ただし、2か所以上から給与等の支払を受けている人の場合には、主たる勤務先へのみ提出してもらうようにします（同時に複数の勤務先へ提出することはできません）。

なお、**扶養控除等申告書**が提出されている人については「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」の甲欄を用いて源泉徴収を行い（**甲欄給与**）、扶養控除等申告書が提出されていない人については同表の乙欄を用いて源泉徴収を行います（**乙欄給与**）。

(3) 令和8年11月30日以前に行う年末調整の注意点

基礎控除の見直し等の令和8年度税制改正事項（⇒4ページ参照）は、令和8年12月1日から適用されます。したがって、**令和8年11月30日以前に行う年末調整においては、令和8年度税制改正前の制度に基づいて計算を行います。**

コラム3 非居住者である親族について扶養控除等を受ける場合の必要書類

源泉徴収や年末調整にあたり、従業員等が非居住者である親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、その親族に係る確認書類を勤務先（給与支払者）に提出又は提示する必要があります。

各控除を受ける場合に必要な確認書類は、次のとおりです。

①扶養控除を受ける場合の確認書類

非居住者である親族の年齢等		扶養控除等申告書の提出時	年末調整時
16歳以上30歳未満又は70歳以上		親族関係書類	送金関係書類
30歳以上70歳未満	留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	親族関係書類及び留学ビザ等書類	送金関係書類
	障害者	親族関係書類	送金関係書類
	扶養控除の適用を受ける人から、その年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	親族関係書類	38万円送金書類
	その他	なし（扶養控除の対象外）	

②配偶者控除、配偶者特別控除、特定親族特別控除又は障害者控除を受ける場合の確認書類

適用を受ける控除	扶養控除等申告書の提出時	年末調整時
配偶者控除、配偶者特別控除	親族関係書類（源泉控除対象配偶者に該当する場合のみ）	親族関係書類及び送金関係書類*
特定親族特別控除	親族関係書類（源泉控除対象親族に該当する場合のみ）	親族関係書類及び送金関係書類*
障害者控除	親族関係書類	送金関係書類

* 配偶者控除等申告書又は特定親族特別控除申告書を提出する場合に必要となります。なお、扶養控除等申告書の提出時に、親族関係書類を勤務先に提出又は提示している場合には、年末調整時に親族関係書類を提出又は提示する必要はありません。

〈参考〉

親族関係書類	戸籍の附票やパスポートの写し等、非居住者である親族が従業員等の親族に該当することを証明する書類
留学ビザ等書類	外国におけるビザや在留カードの写し等、非居住者である親族が留学の在留資格をもって外国にいることを証明する書類
送金関係書類	金融機関の書類やクレジットカード発行会社の書類等、その年において従業員等が非居住者である親族の生活費又は教育費に充てるための支払をしたことを明らかにする書類
38万円送金書類	送金関係書類のうち、従業員等から非居住者である親族へその年に支払った金額の合計が38万円以上であることを明らかにする書類

Q4

年末調整の対象となる給与は？

当社は前月分の給与を当月25日に支払っています。令和8年分の年末調整の対象となる給与はどのように計算するのでしょうか。また、年の中途で入社した従業員の場合、当社から支給した給与のみを対象として年末調整するのでしょうか。

A

年末調整の対象となる給与は、その年の1月1日から12月31日までの間に**支給日が到来する給与等**です。したがって、貴社の令和8年12月分の給与(令和9年1月25日支給)は、令和8年分の年末調整の対象にはなりません。

また、年の中途で入社した人のうち前職がある人については、**前職の給与等も含めた金額で年末調整を行います***。貴社から支給した給与等のみを対象として年末調整することはできません。

* 前の勤務先に「扶養控除等申告書」を提出している場合の取扱いです。

解説

(1) 年末調整の対象となる給与

年末調整は、本年中に支払うべきことが確定した給与等について行います。**本年中に支払うべきことが確定した給与等とは、支給日として定められている日が本年の1月1日から12月31日の間に到来するものです。**ただし、非居住者に該当する期間に支払を受けた給与等は、年末調整の対象になりません。

(2) 年の中途で扶養控除等申告書が提出された人の場合

年の中途で**扶養控除等申告書**が提出された人の場合、年末調整の対象となる給与等の範囲は、次のようになります。

乙欄給与の支払を受けていた人が、年の中途で扶養控除等申告書を提出した場合	(年末調整の対象となる給与等)
本年の中途で扶養控除等申告書の提出先(主たる給与の支払先)が入れ替わった場合	(年末調整の対象となる給与等)

(3) 年の途中で入社した人の場合

年の途中で入社した人のうち、前の勤務先にも**扶養控除等申告書**を提出していた人については、前職の給与等も含めて年末調整を行うこととされています。この場合、自社から支払った給与等のみを対象として年末調整することはできません。

年の途中で入社した従業員等から提出されている**扶養控除等申告書**を点検し、**前の勤務先から交付された源泉徴収票が添付されているか確認**しておく必要があります。

前の勤務先に 扶養控除等申告書 を提出している場合	他社	
	自社	

(4) 年の途中で海外転勤する人又は海外から帰国した人の場合

非居住者に該当する期間に支払われた給与等は、**年末調整の対象となりません**。したがって、海外転勤する人又は海外から帰国した人の場合、年末調整の対象となるのは次のとおりです。

扶養控除等申告書を提出していた人が、年の中途から海外転勤となった場合	(注) 出国前の勤務に基づいて支給される給与等で、その人の出国後に支給期の到来するものは、年末調整の対象には含まないで、20.42%の税率により源泉徴収を行います。
海外転勤を終え年の途中で帰国し、 扶養控除等申告書 を提出した場合	

(5) 死亡退職した人の場合

扶養控除等申告書を提出していた人が、年の途中で死亡退職した場合には、死亡日までに支給日が到来する給与等が年末調整の対象となります。

死亡前の勤務に基づく給与等のうち**死亡後に支給日が到来するものは、所得税ではなく相続税の課税対象**となります。したがって、年末調整の対象とはなりません。

扶養控除等申告書を提出していた人が、年の途中で死亡退職した場合	
---------------------------------	--